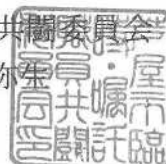


2025 年 10 月 29 日

芦屋市
市 長 高島 峻輔 様
芦屋市教育委員会
教育長 野村 大祐 様

芦屋市臨時・嘱託職員共済委員会
委員長 松本 弥生



年末一時金に関する要求書

自治労阪神淡路ブロックの統一要求書とあわせて、下記の通り要求します。
誠意をもって団体交渉に応じ、11 月 6 日までに回答されますようお願いいたします。

記

- 1、会計年度任用職員の勤務実態を正当に評価し、正規職員と同率支給すること。
- 2、物価高騰が続く現状について考慮すること。
- 3、勤勉手当の成績率については、職員間で差をつけない運用をすること。

以 上

2025 年 10 月 29 日

芦屋市
市長 高島 峻輔 様
芦屋市教育委員会
教育長 野村 大祐 様

芦屋市臨時・嘱託職員共闘委員会
委員長 松本 弥生



賃金・労働条件に関する要求書

私たち会計年度任用職員は市民サービスの最前線において正規職員と同じように責任を持って業務に携わっております。しかし、会計年度任用職員であるということで、賃金、労働条件など、正規職員と大きな格差をつけられ、継続して働いているにもかかわらず、毎年の雇用不安は解消されることがありません。

私たち芦屋市臨時・嘱託職員共闘委員会は、このような理不尽な職場実態、そしてそれぞれの生活実態をふまえた討議の結果、下記の要求を決定いたしました。

貴職におかれましては、現場で働くものの切実な声に耳を傾け、誠意をもって団体交渉に応じ、11月6日までに文書で回答されますよう要求いたします。

記

- 1、地公法、地方自治法改正の本旨は待遇改善であることを受け、労働条件改善を検討し、格差是正に向け労使合意に達するまで、誠意を持って前向きに建設的な労使協議を行うこと。
- 2、地域手当の引き下げにあたっては、誠意をもって協議すること。
- 3、会計年度任用職員1級職員から2級職員への移行制度を作ること。
- 4、雇用の確保に関すること
 - ① パートタイム会計年度任用職員を任期の定めのない短時間正規職員とすること。
 - ② 正規職員の職場確保及び事務・事業の縮小や廃止、民間委託等を理由に解雇を行うことなく、雇用継続を保障すること。
 - ③ 人事評価については、交渉及び賃金検討委員会でも確認した通り、あくまでも人材育成を目的としているが、再度の任用について参考とする協議も進んでいるので引き続き賃金検討委員会で誠意をもって協議すること。本格実施に向けてはきちんと試行、検証し、労使合意の上、実施すること。
 - ④ 会計年度任用職員の雇用年限を引き上げること。人員が必要な職場において、早急に出来ない場合、65歳以上で雇用更新希望者については雇用形態の変更など工夫して雇用更新を継続すること。
 - ⑤ 会計年度任用職員1級の35時間、2級の29時間にこだわらず、柔軟な勤務体制にすること。(フレックス、フルタイム等含む)
- 5、賃金等に関すること
 - ① 会計年度任用職員の基本賃金を正規職員と同一賃金すること。
 - ② 会計年度任用職員の基本賃金を正規職員と同等で1年に4号級上げること。

- ③ 月例給について、物価高騰の影響を踏まえ、全世代で大幅に引き上げること。
- ④ 1級の前歴換算時の端数処理について2級と同様にすること。
- ⑤ 前歴換算時に芦屋市での勤務について「職務の区分が類似しているもの」との限定を廃止し、すべて10割とすること。
- ⑥ 賃金改定の実施は、2025年4月1日からとすること。
- ⑦ 正規の再任用の手当支給拡大に伴い、会計年度任用職員にも扶養手当、住宅手当を支払うこと。

6、休暇等に関すること

- ① 年次有給休暇を1年目16日、2年目21日とすること。
- ② 看護休暇を正規職員と同日数、保障すること。
- ③ 療養休暇後の休職期間を正規職員と同日数、有給で保障すること。
- ④ 育児休業を正規職員と同様に保障すること。
- ⑤ 結婚休暇を正規職員と同日数、有給で保障すること。
- ⑥ リフレッシュ休暇を正規職員と同日数、有給で保障すること。
- ⑦ すべての特別休暇を正規職員と同日数、有給で保障すること。
- ⑧ すべての職免制度を正規職員と同日数、保障すること。
- ⑨ すべての休暇を、会計年度任用職員も正規職員と同様に保障すること。
- ⑩ 調理師が検便検査の結果、業務を休まなければならなくなった時には、全ての調理師に在宅勤務の選択枝を保障すること。
- ⑪ 看護休暇、介護休暇の申請手続きを簡素化すること。

7、退職金制度に関すること

- ① 会計年度任用職員に、正規職員と同じ計算式の「退職時割増報酬制度」を2025年度中に確立すること。
- ② 支給月数計算は、雇用形態の変更に問わず、採用年まで遡って行うこと。

8、欠員が生じた場合、同等以上の雇用条件で早急に補充すること。また、産休、育児・介護休暇など長期休暇を取得した時は、必ず代替え職員を配置すること。

9、公務災害に対して完治するまでの有給休暇を正規と同様に保障すること。

10、福利厚生に関すること及び全ての情報を、正規職員同様、会計年度任用職員にも周知徹底し、実施すること。

11、労使関係に関すること

- ① 団体交渉は誠実に行ない、雇用不安、労働条件の改善等、実態に真摯に耳を傾け労使合意に至るまで努力すること。
- ② 労働条件に関する一切の諸事項については、すべて労働組合と協議、決定のうえ実施すること。

以上